平成２３年（フ）第１８５６号
大阪府摂津市千里丘東５丁目19番44―203号、前住所大阪府摂津市千里丘東５丁目19番31号
破産者　清田　恵吾
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０２号
大阪府寝屋川市香里新町22番３―505号
破産者　南　由香子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３２号
大阪市北区長柄東３丁目２番41号
破産者　ゴルフダイニングバーＹＵＺＵこと　横山　行夫
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０８５号
大阪府大東市氷野２丁目２番55号　トモエハイツ303号、前住所大阪府東大阪市元町１丁目２番23号
破産者　飛鷹　彦文
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０８６号
大阪府大東市氷野２丁目２番55号　トモエハイツ303号、前住所大阪府東大阪市元町１丁目２番23号
破産者　飛鷹　智子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９４号
大阪市浪速区敷津東３丁目３番11号　パシフィック敷津202号
破産者　橋本　清子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２１７号
大阪府寝屋川市秦町24―17、住民票上の住所　大阪府門真市大字三ツ島792番地の７
破産者　長﨑工務店こと　長﨑　和仁
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３９号
大阪府八尾市東山本新町９丁目２番22号
破産者　寺内　久夫
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２５６号
大阪府枚方市牧野北町６番２―201号
破産者　入江　坂衛
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０７３号
堺市中区深井沢町3228番地、住民票上の住所　堺市南区原山台５丁３番１―1006号
破産者　加藤日出夫
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３３号
堺市堺区戎島町３丁22番地４　1209号
破産者　八木さおり
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３７６号
大阪府柏原市田辺１丁目４番13号
破産者　勝村　美穂
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０８号
大阪府河内長野市千代田台町１番２―103号、前住所大阪府河内長野市高向514番地の６
破産者　ニッケン工業こと　浦　　武士
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０９号
大阪府河内長野市千代田台町１番２―103号、前住所大阪府河内長野市高向514番地の６
破産者　ニッケン工業こと　浦　　康友
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２０号
堺市南区赤坂台３丁９番29―205号
破産者　藤村タクシーこと　藤村　　明
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
堺市南区晴美台３丁13番２―1202号、前住所大阪府岸和田市池尻町201番地
破産者　山田　恭雄
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
大阪府大阪狭山市狭山１丁目733番地の７、前住所大阪府大阪狭山市半田３丁目1747番地の４
破産者　岡田　章正
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
堺市南区庭代台２丁18番22号
破産者　久保　昭光
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
大阪府富田林市久野喜台２―３　141棟403号、住民票上の住所大阪府河内長野市長野町９番23号
破産者　お好み焼き・鉄板焼きまること　和泉　志津代
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係